

C-CAS カード使用許諾契約約款

諫早ケーブルメディア株式会社(以下「当社」という)は、お客様が C-CAS カード使用許諾契約約款(以下「約款」という)の内容に同意される場合に限り、デジタル CATV 放送限定受信 IC カード(C-CAS カード)(以下「カード」という)をお客様が使用することを許諾します。

(カードの使用目録)

第1条 このカードには CATV 用セットトップボックスを制御する集積回路(IC)が内蔵されています。このカードは、デジタル放送の無料放送、有料放送の視聴、テレビ画面に表示される自動表示メッセージの消去、および視聴者参加番組、双方向サービス等の各種デジタル放送サービス(以下「放送サービス」という)を受信するために必要となります。

(カード所有権と使用許諾)

第2条 このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. 当社は、この約款に同意したお客様(以下「使用者」という)に限り、この契約に基づきカードの使用を許諾します。

(カードの貸与単位)

第3条 当社は、使用者に対し、CATV 用セットトップボックス 1 台につき、カード 1 枚を貸与します。

(カードの管理等)

第4条 使用者は、カードを CATV 用セットトップボックスに常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないよう十分注意(善良な管理者の注意)をしなければなりません。カードを常時装着していない場合、放送サービスの全部又は一部を正常に受けられない事があります。

2. 当社が使用者のカードが使用されたものと確認して取り扱った場合、当社は放送の受信その他受信機器を用いて行なわれる全ての操作が使用者によって行なわれたものとみなし、カードの第三者による不正利用等の事故により損害が生じて、当社は一切の責任を負いません。

(カードの故障および交換等)

第5条 使用者は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、当社に連絡してください。

2. 使用者から当社への連絡により、使用者に貸与されたカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き、使用者は当社に対し、カード再発行費用 2,200 円(税込)をお支払いいただきます。
3. カードの故障により、放送サービス等が視聴できない等の損害が生じて、当社は一切の責任を負いません。
4. 第 2 項の場合、当社からカードの故障が認定されたカードは、直ちに当社に返却しなければなりません。

(カードの破損・紛失・盗難等および再発行)

第6条 カードの破損、紛失または盗難等により、使用者がカードを使用できなくなった場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。

2. 当社第前項の通知を受理した場合は、当該カードを無効とします。
3. 破損・紛失または盗難等により、当社が使用者からカードの再発行の請求を受けた場合は、当社が再発行することを不適と認めた場合を除き、カードの再発行を行いません。
4. 前項の場合、使用者は当社に対し、カードの再発行費用 2,200 円(税込)をお支払いいただきます。

(不要となったカードの返却等)

第7条 使用者は、カードが不要となった場合は、直ちに当社に連絡のうえ、カードを返却しなければなりません。

2. 前項に基づく返却があった場合、この契約は終了します。
3. カード返却受理後に、新たにカードの発行請求を受けた場合、当社は第 6 条第 3 項および第 4 項の規定に準じて、カードの再発行を行いません。

(カードの交換依頼等)

第8条 カードの不具合やシステム変更(バージョンアップ)等、当社の都合によりカード交換が必要になった場合、使用者にカード交換をお願いすることがあります。

(禁止事項等)

第9条 使用者は、当社が使用を認めた CATV 用セットトップボックス以外の受信機器に、このカードを装着して使用することはできません。

2. 使用者は、カードの複製、分解、改造、変造もしくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の

複製もしくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行なうことはできません。

3. 使用者は、カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. 使用者はカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡その他方法の如何を問わず、第三者に使用させることはできません。但し、使用者と同一世帯の方に限り、使用者の責任において、当該カードを使用させることができます。
5. 使用者が法人で、当社に個別に要請のあった場合は、前項の規定によらず、当社が別に定める規定によるものとします。

(契約義務違反)

第10条 使用者がこの契約に違反した場合、当社は本契約を解除し、使用者に対し、当該カードの返却を求めるほか、当社が被った損害の賠償を請求することができます。

(免責事項)

第11条 当社は、この約款に別段の規定のある場合のほか、カードの使用に関して発生する使用者の損害について当社に故意または重大な過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

(契約約款の変更および周知方法)

第12条 この契約約款は変更することがあります。この契約約款の変更事項または新契約約款については別に定める方法で周知します。